

都市再生総合整備事業等に係る新規採択時評価実施要領細目

第1 評価の対象とする事業の範囲

「都市再生推進事業制度要綱」(平成12年3月24日 建設省経宅発第37-2号、建設省都計発第35-2号、建設省住街発第23号)でいうところの都市再生総合整備事業における都市再生総合整備事業(総合整備型)、都市再生総合整備事業(拠点整備型)のうち都市拠点形成特定事業調査を除く事業、及び先導的都市整備事業における市街地環境整備事業のうち市街地環境整備特定事業調査を除く事業とする。

第2 評価を実施する事業の単位

原則として、都市再生総合整備事業(総合整備型)においては都市・居住環境整備重点地域を、都市再生総合整備事業(拠点整備型)及び市街地環境整備事業においては整備地区を1つの事業単位とする。

第3 評価の実施及び結果等の公表

1 評価の実施手続き

(1) 評価資料の作成主体

同一事業単位において事業主体が複数ある場合には、各事業主体が共同で評価に係る資料の作成を行う。

(2) 評価に係る資料

評価に係る資料は、事業概要に加え、別に定める客観的評価指標(案)の確認に必要な資料とする。なお、必要に応じ資料の追加等ができるものとする。

2 評価結果、採択箇所等の公表方法

国土交通本省における閲覧等によるものとする。

第4 評価の手法

1 評価手法

評価は、別に定める客観的評価指標(案)を用いて行うものとする。

2 評価手法研究委員会の設置

評価手法研究委員会に関する規定は、別に定める。

3 評価手法の公表方法

国土交通本省における閲覧等によるものとする。

第5 施行期日

本細目は、平成14年 8月19日から施行する。

都市再生総合整備事業及び市街地環境整備事業の新規採択時客観的評価指標（案）

<事業採択の前提条件を確認するための指標>

①投資効果の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ B/C\geq1.0（都市再生総合整備事業（総合整備型）については、これと併せて通常事業の場合よりもB/Cが大きいことが必要）
②円滑な事業執行の環境が整っている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に対する地元の熟度が高いなど、円滑な事業執行の環境が整っている

<事業の効果や必要性を評価するための指標>

（１）事業対象地区の状況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市の形成過程を踏まえた都市構造及び事業対象地区の都市構造上の位置付け、潜在力等についての現状分析が行われている ・ 事業対象地区の事業課題についての社会的、構造的な分析がなされている ・ 数値指標により事業対象地区の課題を点検できる
（２）目標とする地域像	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市構造が改善された場合の地域の姿を具体的に想定できる ・ 計画期間内において段階毎に得られる事業効果について明確に示すことができる
（３）都市の課題を解決する計画の考え方又は見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上位計画等に位置付けられている ・ 民間事業者等の関係者間の調整及び住民の合意形成等に努めている ・ 事業の内容が、事業対象地区の課題や目標とする地域像との関連で明確である
（４）総合的な事業展開による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連事業や基幹的事業との間の相乗効果や波及効果が見込まれる ・ 産業政策等、他の政策との連携による効果が見込まれる ・ 民間都市開発の誘導効果等、事業全体としての促進効果が見込まれる ・ 新たな都市機能の導入や土地の有効高度利用等、新たな都市拠点の形成が見込まれる